

イエローカード携行が必要となる法的根拠

公道での容器により高圧ガスの移動（運搬）において「イエローカード」携行が必要となる法根拠を以下に示します。なお、高圧ガスの容器による移動でイエローカードを携行しなければならないとされている範囲は、以下のとおり「すべての毒性ガス、または酸素・可燃性ガスのうち一本の内容積が二十リットル以上か、内容積の合計が四十リットル以上となるもの」に限られるとされており、不活性ガスなどについては法的な義務はありません。

「高圧ガス保安法」より

(移動)
第二十三条 高圧ガスを移動するには、その容器について、経済産業省令で定める保安上必要な措置を講じなければならない。
2 車両（道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）第二条第一項に規定する道路運送車両をいう。）により高圧ガスを移動するには、その積載方法及び移動方法について**経済産業省令で定める技術上の基準**に従ってしなければならない。

一般高圧ガス保安規則より（液化石油ガス保安規則 第四十八条、四十九条も同文）

(その他の場合における移動に係る技術上の基準等)
第五十条 前条に規定する場合以外の場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。（中略）
十三 **前条第一項第二十一号に規定する高圧ガスを移動するとき（当該容器を車両に積載して移動するときに限る。）は、同号の基準を準用する。**ただし、容器の内容積が二十リットル以下である充てん容器等（毒性ガスに係るものを除き、高圧ガス移動時の注意事項を示したラベルが貼付されているものに限る。）のみを積載した車両であつて、当該積載容器の内容積の合計が四十リットル以下である場合にあつては、この限りでない。

(車両に固定した容器による移動に係る技術上の基準等)
第四十九条 車両に固定した容器（高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。）により高圧ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。（中略）
二十一 **可燃性ガス、毒性ガス又は酸素の高圧ガスを移動するときは、当該高圧ガスの名称、性状及び移動中の災害防止のために必要な注意事項を記載した書面**を運転者に交付し、移動中携帯させ、これを遵守させること。

参考)「高圧ガス保安法及び関係政省令の運用及び解釈について（内規）」より

一般則第49条第21号について
「注意事項を記載した書面」とは、(社)日本化学工業協会が推進している「物流安全管理指針に係る緊急連絡カード（イエロー・カード）」の様式によるものとし、特記事項の欄には作成要領の内容に加えて「温度と圧力の関係、比重、色、におい等」を記載し、第17号に掲げる高圧ガスの移動にあつては、別添として第19号口に基づき「応援を受ける可能性のある高圧ガス防災事業所等の連絡責任者の職名、電話番号及び所在地の一覧表」を添付すること。
また、当分の間は、従来様式のものでもよいこととするが、**できる限りイエロー・カードによること**。なお、その場合、第17号に掲げる高圧ガスの移動にあつては、別添として第19号口に基づき「応援を受ける可能性のある高圧ガス防災事業所等の連絡責任者の職名、電話番号及び所在地の一覧表」を添付すること。
「書面を運転者に交付」する者は、当該運転者の所属する事業者とする。ただし、荷送人と当該運転者の所属する事業者とが異なる場合においては当該ガスの名称、性状及び移動中の災害を防止するために必要な注意事項等について、移動の都度、荷送人と協議の上、書面を作成し運転者に交付すること。なお、定められた書式に注意事項等があらかじめ記載されているものであつてもよいが、その書式には、通常の注意事項のほか、当該の移動についての注意事項を逐次記入できるものでなければならない。

以上